

韓国知的財産ニュース 2012 年 4 月前期

(No. 220)

発行年月日：2012 年 4 月 23 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則一部改正令案立法予告 (4 月 12 日)

関係機関の動き

- 2-1 中小企業への特許教育もオーダーメイド型支援 (4 月 3 日)
- 2-2 政府 R&D、未来の有望 R&D 課題を導出 (4 月 3 日)
- 2-3 原子力研究院、特許経営戦略の指針書発行 (4 月 5 日)
- 2-4 特許庁-国際協力団 (KOICA) 業務協力協定を締結 (4 月 6 日)
- 2-5 知的財産専門人材の需要急増、教育履修者 94%採用 (4 月 9 日)
- 2-6 「機械翻訳サービス高度化事業」提案要請説明会開催 (4 月 10 日)
- 2-7 特許庁、商標の公正使用関連学術セミナーを開催 (4 月 10 日)
- 2-8 特許庁、中国地方政府と知的財産権交流・協力を強化 (4 月 11 日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 アップル、米高等裁判所に三星製品の販売禁止を再度要請 (4 月 8 日)
- 3-2 特許怪物、インターデジタルの新たな脅威 (4 月 10 日)

デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

その他一般

- 5-1 「LTE 特許争奪戦」米国・中国の動向 (4 月 1 日)
- 5-2 週 5 日制授業、2012 年特許庁青少年発明記者団募集 (4 月 1 日)
- 5-3 CMP スラリー、日本を超えろ (4 月 4 日)
- 5-4 「商品化と知財権教育」一石二鳥のデザイン公募展開催 (4 月 9 日)

- 5-5 私もベストセラー作家！ (4月12日)
- 5-6 エネルギー節約型ランプシェードに注目 (4月13日)

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則一部改正令案 (韓国特許庁 HP 4月12日)

1. 改正理由及び主要内容

「特許協力条約規則」の改正にともない、自然災害など不可抗力的な事由によって書類の提出期間を守ることができない場合に、これを救済することができる制度が導入されることに伴い、関連規定を改正する等「特許協力条約規則」の改正事項を反映する一方、個人情報保護及び管理強化のために、電子文書利用申告時に公認認証書を使用するように関連規定及び別紙書式を改正し、秩序維持のために特許審判院の審判廷で許可なく録画・撮影等を禁止する規定を新設し、国際出願料の通貨がウォン貨からスイスフランに変更されたことに伴う関連事項を別紙書式に反映し、出願人の個人情報保護のために国際出願と関連した別紙書式で要求していた固有の識別情報 (住民登録番号) の記載と関連した規定を削除する等、現行制度の運営上明らかになった不備点を改善・補完しようとするため。

(立法予告 : (2012. 4. 13~5. 23))

関係機関の動き

2-1 中小企業への特許教育もオーダーメイド型支援 (韓国特許庁 HP 4月3日)

韓国特許庁は、中小企業の知財権人材養成を効果的に支援するために「中小企業特許能力強化教育」をオンラインで実施すると明らかにした。

「中小企業特許能力強化教育」は、中小・中堅企業の知的財産権に対する認識レベルおよび業種別の特性などを反映したオーダーメイド型の知財権教育。

特許レベルと要求事項を事前に調査・分析して企業別にオーダーメイド型教育カリキュラムを作成し、5ヵ月間オンライン中心の混合教育を無料で支援する。特に、4回実施する実習教育は、知的財産権分野における優秀な企業の特許専門家が指導する。

特許庁はまた、国際知識財産研修院に今年新しく構築したインターネット教育放送システムを活用することで、企業の便宜を最大限増進させる一方、様々な教育をリアルタイムで提供する計画だ。

このような「特許能力強化教育」は、2010年から知財権教育に対し関心の高い中小企業20社(2010年8社, 2011年12社)を対象に実施。その結果、教育を受けた中小企業の特許出願件数が平均1.4倍増加し、特許能力が平均63%上昇、研究員らの教育満足度が非常に高いことが分かった。

昨年、教育に参加した企業の責任研究員は「中小企業が特許教育を独自に実施するのは難しい」とし、「特許庁の特許能力強化教育を受けた後、企業の特許能力の向上が目ざましく、おかげで特許出願も増加した」と評価、持続的に教育を拡大してくれるよう要請した。

教育拡大の要請に対して特許庁国際知識財産研修院の関係者は「教育対象の企業を昨年度 12 社から 40 社に拡大し、インターネット放送を利用して明細書作成など実習教育を行った」とし、「特許能力強化教育は、中小企業にマッチした特許教育モデルになる」と話した。

2-2 政府 R&D、未来の有望 R&D 課題を導出 (韓国特許庁 HP 4 月 3 日)

韓国特許庁は、R&D の課題発掘段階から特許分析を通じて源泉・核心特許の先行獲得が可能な未来有望技術を R&D 省庁に提供し、強い特許の創出型として政府 R&D 事業の革新を支援すると明らかにした。

現在、政府 R&D 事業として創出された特許成果は、量的には高い水準*に到達しているが、質的水準は相変わらず不十分**で活用実績が低い。

* 特許生産性(R&D 投入費用 10 億ウォン当りの特許出願件数, 2009 年):韓国政府 R&D1. 2, 米国の大学 0. 2, 日本の大学 0. 2

** 政府 R&D の優秀特許比率(2006~2010):民間 R&D の約 1/2, 外国人の約 1/5

政府 R&D 特許成果の質的水準を高めるためには、源泉・核心特許の先行獲得が可能な未来有望技術に対する R&D の集中的な投資が必要だが、現在これを後押しする特許分析支援体系が不十分な状態にある。

これに伴い特許庁は、今年から特許性の観点から未来有望技術を選定し、R&D 課題として提供する事業のバイオ、移動通信、ロボットの 3 大産業分野*に対して関係省庁と共同で推進する予定だ。

* 3 大産業分野:バイオ(知識經濟部, 福祉部, 国土部)、移動通信(知識經濟部, 放通委)、ロボット(知識經濟部)

特許性の観点から有望な R&D 課題を選定する事業は、政府 R&D という服の最初のボタンをきちんとかける事と同じことと言える。即ち、政府 R&D 事業を通じて優秀な成果が導出されるよう、同事業が集中的な投資方針を提示し、主導するようになると思われる。

これまでは、専門家の主観的な評価方法で R&D 課題を導出して、特許性の観点から優先順位の高い課題が選定されるという保障はなかったが、今後は客観的な特許分析結果を基に優秀な特許として創出の可能性が高い技術が R&D 課題として選定されるものと思われる。

去る 3 月 30 日、R&D 課題についての会議が開催され、国家科学技術委員会、放送通信委員会、知識經濟部、保険福祉部、国土海洋部、特許庁などの実務者、R&D 企画専門家、産・学・研技術専門家など 70 人余りが参加し、事業に対する詳細な実施方針および活用方案に対して協議した。

同事業は、3 月~10 月にかけて実施される。まず、産業分野別に省庁の R&D 技術体系と現場での技術需要を収集・統合し、これを基に最近の出願増加率などを分析して 100 大候

補有望技術を導出する。

合わせて、候補の有望技術に対する韓国の特許経済力の分析、特許紛争情報の分析、技術別・出願人別の特許障壁の分析、空白特許領域の分析などの深層分析を実施して、分析結果に基づいて最終的に有望 R&D 課題を選定する。

特許庁は、同事業で導出された有望な R&D 課題を政府 R&D 省庁だけでなく、産・学・研にも提供して民間の R&D 戦略樹立を支援する予定だ。

特許庁産業財産政策局 李・ヨンデ局長は「未来有望技術に政府 R&D 能力を集中すれば、良質な R&D 特許成果物の創出が可能になり、政府 R&D 投資の効率性を高めることができる」と話し、「今後は政府 R&D の効率性向上のために、さらに多くの産業分野で同事業の支援を拡大していく計画だ」と述べた。

2-3 原子力研究院、特許経営戦略の指針書発行 (デジタルタイムズ 4月5日)

韓国原子力研究院は、戦略的特許経営を強化するために、特許関連の案内書「特許、今や品質だ」を発行したと5日明らかにした。

この本は特許明細書の検討要領および特許の権利範囲の解釈要領、特許の登録拒絶に対する対応要領など、研究者に必須の事項を分かり易くかつ面白く構成し、研究者が指針書として活用することができるようにした。

チョン・ヨンホ原子力研究院院長は「この本は、研究者に特許に関する基本的な知識と技術・経済的価値の高い特許の確保に必要な情報を盛り込み、特許に対する職員の理解度を高めるために発行することになった」とし、「特許の良質転換をもとに戦略的特許経営を本格的に推進する」と述べた。

これと関連して、原子力研究院は昨年3月、特許専門担当部署の知識財産チームを新設して弁理士を新規採用するなど戦略的特許経営を強化しており、特許先行技術調査の強化、発明インタビュー制の施行、特許明細書の検討強化、休眠特許の社会還元など、良質な特許を創出するために様々な努力を行っている。

<李・ジュンギ記者>

2-4 特許庁-国際協力団 (KOICA) 業務協力協定を締結 (韓国特許庁 HP 4月6日)

韓国特許庁と韓国国際協力団は4月6日、発展途上国の知的財産分野に対する支援協力を強化することに合意、業務協力協定 (MOU) を締結した。

今回の業務協力は、知的財産分野の専門性を保有した特許庁と無償援助事業の専門担当施行機関である国際協力団が協力して、発展途上国の知的財産能力の強化など知的財産を活用した発展途上国支援事業の効果を極大化するためだ。

今回の業務協力締結にともない、今後特許庁と国際協力団は発展途上国の知的財産人材養成のための知的財産教育支援、特許行政能力を強化するための特許行政情報化システムの構築および発展途上国の住民の生活向上のための適正技術開発・ブランド支援のために協力することになる。

特許庁は30カ国余りの国で活動中の国際協力団海外ボランティア団を活用して、発展途

上国における知的財産支援の需要発掘経路を多様化し、政府開発援助（ODA）と連携して事業の効果を高める計画だ。

また、国際協力団は特許行政のノウハウおよび特許情報システムなど、特許庁の強みを生かして ODA の事業モデルを多様化することができると期待。

李・スウォン特許庁長は「特許庁の経験と技術が発展途上国支援事業に十分に活用され、発展途上国の知的財産制度の先進化および生活向上に資することができるよう期待する」と述べた。

*適正技術 (Appropriate Technology) とは、最貧国および発展途上国の貧しい人々がすぐに使用できるように作られた、単純だが大きな効果のある技術をいう。

2-5 知的財産専門人材の需要急増、教育履修者 94%採用（電子新聞 4月9日）

政府による知的財産基本計画の本格施行にともない、知的財産関連の専門人材の需要が増加している。

韓国知識財産サービス協会は 9 日、特許庁と共同企画して昨年 9 月および 10 月に運営した「知識財産サービス産業初級人材養成教育事業」の履修者 17 名のうち、16 名が採用されたと明らかにした。なお、1 名は適性などを理由に他分野への就職を考慮中だ。

官民合同知的財産教育産業の初の履修生が事実上全員採用されたことは、この分野の人材需要が高いことを示している。

昨年初めに展開した教育事業は、特許権・商標権など知的財産の一般理解から特許情報の調査・分析、技術移転と特許コンサルティングなど、基礎的な知的財産サービス産業事業全般の教育が大田（デジョン）で 3 週間合宿しながら行なわれた。

採用された履修者の教育満足度は高かった。特許企業で特許コンサルティング業務を担当することになったユ・ヨニ研究員（24・英文学科卒業）は「大学の専攻とは無関係だったが、特許訴訟が話題になり、特許に関するニュースを多く取り上げているのを見て関心を持つようになり教育を受けた」とし、「1 ヶ月の教育が業務にとっても役立つ」と述べた。

病院で研究員として勤務し、教育を機に特許法人に入社したソン・サンウォン主任（29・生命科学課卒業）も「2 週間実習した内容が、実際の業務にそのまま適用できる」とし、「特許への関心が高まっており、人材需要が継続する」と話した。

このように就職率と履修者満足度が高かったのは、「知的財産」という馴染みのない分野の現場実習中心の教育が行なわれたからだ。

また、講師として業界で活動する専門家らの参加が多かった。イム・フィソプ知識財産サービス協会事務局長は「知的財産への関心は高いが、関連の教育が専門的に行なわれる所はない」とし、「政府関係者を含む知識財産サービス分野の専門家らが講師になって、特許情報の調査からコンサルティングに至る知的財産業務全般を理解する人材を養成し、高評価を得ている」と述べた。

政府は知的財産分野での人材需要が継続していることから、今後教育事業を拡大する計

画だ。昨年、知識財産サービス協会が 31 の会員会社を対象に今年の新規人材採用計画を調査した結果、全体の 93%が「採用する計画がある」と回答。5 社のみが 1 名を採用し、24 社は 2 名以上を採用することを明らかにした。

この調査は、特許業者・特許法人など知的財産サービス会社のみを対象に行なわれ、大手企業など最近知的財産専門人材の採用を増やしている所は除いた。金・ギボム特許庁産業財産振興課長は「知的財産の確保のためのグローバル競争が深刻化している」とし、「この分野で優秀な専門人材の養成が必要なだけに、今後教育を拡大して推進する」と述べた。

<金・ジュンベ記者>

2-6 「機械翻訳サービス高度化事業」提案要請説明会開催(韓国特許庁 HP 4月10日)

韓国特許庁は、海外の特許情報に対する言語障壁を低減し、審査・審判官等が先進特許庁レベルの特許行政業務を遂行できるように支援して、国民が海外特許情報を十分に活用することができるように「機械翻訳サービス高度化事業」を今年推進すると明らかにした。

世界的に特許出願が持続的に増加、特に中国の特許出願が急増しており、2011年には世界1位の出願国に浮上した。これにより、特許審査・審判、先行技術調査、技術動向の把握、研究開発などに英語、日本語、中国語などで作成された海外特許情報を活用する必要性が拡大している。

このような背景から、特許庁は今回の事業を通じてこれまで持続的に構築した英韓・日韓の技術用語翻訳辞典および翻訳メモリー*を継続して拡充する予定だ。そして、今年の特許庁の審査官向けに中・韓翻訳サービスを新しく構築し、客観的な翻訳品質評価手続きを導入して事業成果を向上させる計画だ。

この事業を通して、海外特許情報の言語障壁が低減すれば、最新の技術動向を容易に把握できるようになり、また R&D の重複投資を未然に防止できるなど、強い特許および研究成果を創出すると期待される。

特許庁は、技術力の優れた企業の参加を誘導するために、4月6日特許庁ソウル事務所において提案要請の説明会を開催する計画だ。

また、この事業は調達庁の公開競争入札により、技術評価(90%)および価格評価(10%)を経て5月中に事業者が選定され、今年11月末に完了する予定だ。

*翻訳メモリー(translation memory, TM)：海外の特許公報で頻繁に登場する句や文章をあらかじめ人が直接翻訳してデータベース構築することで、該当の句や文章を翻訳する際に、翻訳エンジンを経ずにデータベースの翻訳内容をそのまま活用して翻訳理解度を高める技術。

2-7 特許庁、商標の公正使用関連学術セミナーを開催(韓国特許庁 HP 4月10日)

韓国特許庁は、高麗大学革新・競争・規制法(ICR)センターと共同で、4月5日午後2時ソウル駅三洞の韓国知識財産センターにおいて「商標の公正な使用のための商標法改正方針」というテーマで学術セミナーを開催する。

今回のセミナーは、最近商標の重要性が日に日に増し、商標権の行使と関連した紛争が頻繁に起こっていることから、学界および法曹界のあらゆる意見を聞き、望ましい商標法の改善方策を模索するために設けた。

セミナーは、李・ギス 大法院量刑委員会委員長と李・スウォン 韓国特許庁長の祝辞から始まり、▲商標の使用概念に関する再考察▲商標法上の相互制度の改善方策▲商標法上の使用時における注意要素の強化策について論議する。

各テーマの発表および討論は、国家知識財産委員会専門委員など知的財産権分野において活躍しているアン・ヒョジル教授（高麗大,ロースクール）、金・ビョンイル教授（漢陽大,ロースクール）、シン・ヘウン教授（忠北大,ロースクール）、李・ミョンギョ弁護士（法務法人ダレ）、金・ジヒョン弁護士（法務法人太平洋）、ソン・ホジン事務官（韓国特許庁商標審査政策課）が参加する。

2-8 特許庁、中国地方政府と知的財産権交流・協力を強化（韓国特許庁 HP 4月11日）

◇韓・中修交 20 周年を迎え、両国間における知的財産権分野の交流・協力が中国地方政府にまで拡大するとともに、今後中国進出をねらう韓国企業の知的財産権保護に対する中国現地地方政府当局の積極的な協力が期待できるようになった。

□知的財産権保護のための了解覚書を締結

。韓国特許庁は4月10日(火)中国江蘇省の省都、南京で何権(ホーツェン)江蘇省副省長など、江蘇省人民政府の主要人が参加するなか、知的財産権保護のための交流と協力を展開することに合意する了解覚書を締結した。

特許庁は、これまで中国中央政府の知的財産権主務省庁である「国家知識産権局」および「国家工商行政管理総局」と知的財産権分野の包括的な業務協力に関する了解覚書を締結しているが、中国内における知的財産権保護に関する実質的な執行業務を担当する地方の人民政府との了解覚書の締結は今回が初めてとなる。

李・スウォン特許庁長は「江蘇省は、三星電子・LG化学・ポスコなど韓国の主要企業らが多数進出しており、この地域への対輸出額が韓国の対中国輸出額の35%を占めるなど、韓国企業の知的財産権保護のための政府レベルの格別な支援と協力が必要な地域である」と強調、「今回の了解覚書の締結によって、韓国としては韓国企業の知的財産権保護のための江蘇省政府の積極的な協力を期待することができるようになり、江蘇省政府もまた、良好な知的財産権の保護環境造成で韓国企業の投資拡大を図ることができる契機になる」と述べた。

一方、江蘇省政府では、去る2009年1月から「知的財産権強省」建設の旗を掲げ、「江蘇省知的財産戦略綱領」を制定して強力に推進した結果、中国32省(自治区・直轄市含む)の中で、3年連続して特許出願件数1位を占めるなど、知的財産権政策および執行分野において先導的地位を維持している。

□韓国の有名商標模倣品識別説明会を開催

。特許庁は当日午後、KOTRA(上海 IP-DESK)と共同で南京市工商行政管理局所属の偽造商品取締まり公務員 150 人余りを対象に、韓国の有名商標模倣品識別説明会を開催した。

今回の説明会には、三星電子・LG 電子・スリーセブン(777)・LOCK & LOCK・E-LAND・BASIC HOUSE)・KIA 自動車など中国で人気のある有名ブランド 7 社が参加し、各会社で自社ブランドの紹介と合わせて真正品と模倣品の見本を比較展示して模倣品の識別方法を説明し、効果的な教育を行った。

李・スウォン特許庁長は「今回の行事を契機に、模倣品取締まり担当公務員の韓国企業ブランドに対する認知度向上だけでなく、各企業担当者との迅速な連絡チャンネルの確保が可能になることによって、今後この地域で韓国企業の商標権保護が一層強化されると期待される」と話した。

中国における知的財産権関連の基本政策は、中央政府で樹立するか、具体的な政策の樹立および実行と知的財産権の保護監督は地方政府の裁量と権限が非常に強く、特定地域の場合、地方保護主義が激しいため、中国進出をねらう韓国企業の知的財産権侵害問題の解決のためには、現地の地方政府との協力が絶対的に重要だ。

上海 IP-DESK(特許庁委託で KOTRA が上海貿易館内に設置)では、毎年現地の特許庁駐在官と中国地方政府工商行政管理局など関連省庁との積極的な協力を通じて、韓国企業の有名商標の模倣品に対する集中取締まりを実施しており、昨年 1 年間だけで約 15 億ウォン相当の模倣品、37 万点余りを押収した。

今後、特許庁は江蘇省政府との協力モデルを基に、中国内に進出している韓国企業に対し、より実効性のある知的財産権保護のために、他の地方政府とも交流・協力を積極的に推進していく計画だ。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 アップル、米高等裁判所に三星製品の販売禁止を再び要請(電子新聞 4月8日)

アップルが、米国連邦高等裁判所に三星電子のスマートフォンおよびスマートパッドの販売禁止を再度要請した。

ブルームバーグは 7 日(現地時間)、アップルがワシントン DC にある米連邦高等裁判所に三星製品の販売禁止を要請したと報道した。

アップルの弁護士マイケル・ジェイコブズ氏は「アップルは美しいデザインを創る革新的な会社」とし、「三星は当社の製品をコピーするのを中断してくれ」と話した。

アップルは昨年、カリフォルニア北部地方裁判所に三星のスマートフォンとスマートパッドの販売禁止を要請したが棄却された。これに対する本案訴訟は 7 月 30 日に開かれる。

三星の弁護士キャサリン・ソリバン氏は「当時の判事の判決を覆すほどの明白な誤りはない」とし、「7 月に訴訟日程が決まっている」と話した。また、ソリバン弁護士は「ア

アップルが平たいスクリーンと丸い角の長方形スマート패드市場を独占しようとしている」と付け加えた。

また「消費者がデザインのために三星の製品を購入したり、アップルを購入しないという根拠はない」とし、「三星のスマートフォンは、アップルの製品と全く異なる製品だ」と述べた。

ウィリアム・ブライソン連邦高等裁判所判事は「アップルの主張のように、特許侵害と販売量の打撃に相関関係があるという十分な証拠がない」と述べたことが分かった。また、他の判事も「顧客を失った打撃は、特許侵害とは違う問題のせいもあり得る」という意見を述べた。

<金・インスン記者>

3-2 特許怪物、インターデジタルの新たな脅威 (デジタルタイムズ 4月10日)

「特許怪物 (パテントトロール)」のインターデジタルが、パンテックとエイサー等の企業に対し、新規のロイヤリティーの提供を要請して勢力を拡大している。

10日、インターデジタルは韓国のパンテックおよび台湾のエイサーと新たにライセンス契約を締結したと明らかにした。ライセンス契約に対する詳細な内容は明かさなかったが、パンテックとエイサーは通信特許関連で新たにロイヤリティーを支払うことになったと明らかにした。

パンテックは去る2005年、経営難であった当時インターデジタルに株式で債務を返済しており、今回のライセンスは従来の契約にタブレットPC関連の新しい内容のみを追加したものだと言われた。

インターデジタルは、製品を生産せずに自社で購入した通信特許に対するライセンスを主事業とする企業で、2G、3G、4Gの通信技術と関連して2万件に達する特許をもとに毎年3億ドル近い金額を儲けている。特許庁によれば、この会社は国内においても2012年4月基準で国内のLTE特許のうち、最も多い14.7%の特許を保有している。

インターデジタルは、昨年アップルと三星電子などに会社を売却する方案を検討した。しかし、アップルと三星電子の訴訟戦など昨年からのグローバル特許戦争の重要性が高まっており、独自生存を模索、世界の通信業界に新たな脅威となっている。

また、今年初めには、LG電子を3G通信技術関連の特許侵害の疑いで米国国際貿易委員会(ITC)に提訴している。インターデジタルは、エイサーとパンテックの場合と同様、世界のスマートフォン機器の市場競争に進入しようとする瞬間、ターゲットとして狙いを定め特許料を要求する。

ローレンス・シャイ インターデジタル特許部門社長は「製品を拡張しているエイサーとパンテックのような企業らとともに、当社のライセンスングプログラムも拡大していくことを期待している」と述べた。

しかし、スマートフォンメーカーらは、世界市場に展開するほど新しい脅威を懸念するようだ。

デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

その他一般

5-1 「LTE 特許争奪戦」 米国・中国の動向 (デジタルタイムズ 4月1日)

グローバルなモバイル技術が、第3世代(3G)移動通信技術から4G移動通信技術のロング・ターム・エボリューション(LTE)へ瞬く間に広がり、LTE標準特許の確保をめぐる各国の争奪戦が激しくなっている。

特に、中国は独自開発したTD-LTEの国際標準承認を機にLTE市場で影響力を徐々に拡大し、米国は特許怪物によるLTE市場での特許訴訟で市場を先行獲得するための布石を敷いていることが注目されている。

1日、ヨーロッパ電気通信標準協会(ETSI)に申告されたLTE標準特許5323件を特許庁が分析した結果によると、米国が1904件(35.8%)と最も多く、続いて韓国1124件(21.1%)、中国903件(16.9%)、日本501件(9.4%)、スウェーデン362件(6.8%)等の順であることが分かった。

企業別では米国のインターデジタル780件(14.7%)、三星電子679件(12.7%)、米国クアルコム625件(11.7%)、LG電子385件(7.2%)、スウェーデン エリクソン362件(6.8%)、中国ZTE320件(6.0%)、中国ファウエイ304件(5.7%)等の順だった。

このうち変化の激しい中国は、LTE標準特許においてZTE(320件)、ファウエイ(304件)、CATT(279件)等を中心に大量に確保し、世界3位のLTE標準特許保有国にのし上がった。これは、中国の4G無線ブロードバンドの国家標準技術であるTD-LTEが、ヨーロッパ通信標準のLTE-アドバンスドに含まれたおかげだ。国際電気通信連合(ITU)は去る1月、LTE-アドバンスドを第4世代移動通信標準技術の一つとして承認している。

韓国特許庁関係者は「中国のLTE標準特許の保有件数が増加したのは、2006年から独自の第4世代移動通信技術の開発と標準化戦略を政府レベルで推進してきた結果が反映されたためだ」とし、「中国のTD-LTEが第4世代移動通信標準技術の一つであるLTE-アドバンスドに含まれ、インド、日本、ロシアなどが導入の意向を明らかにしていることから、今後市場で相当な競争力を持つようになることが予想されるため注視しなければならない」と説明した。

米国もインターデジタルおよびクアルコムなど企業の自らの努力でLTE標準特許の最多保有国となった。特に、特許管理専門会社(NPE)で知られるインターデジタルが最も多い780件の標準特許を保有し、第2世代、第3世代などの移動通信標準特許のようにLTE分

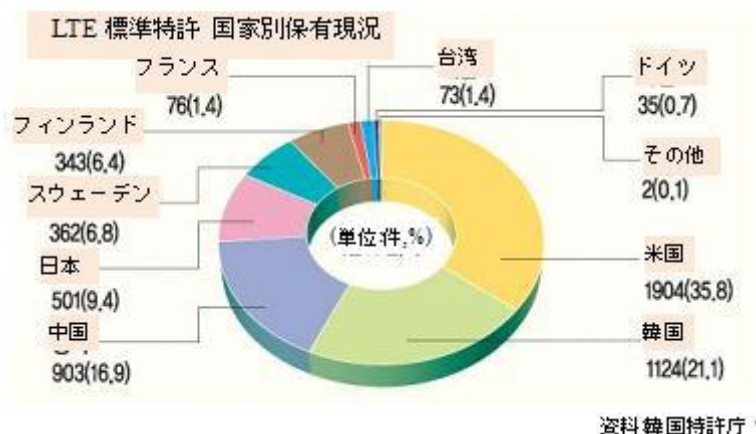
野でも大規模特許訴訟を行ない、市場競争力を高めていくという分析が支配的だ。

これを反映するように、インターデジタルは全世界に 2000 件余りの関連特許を出願したことが把握されている。

韓国特許庁関係者は「2 番目に LTE 標準特許を多く確保している韓国は、中国と米国の LTE 標準特許の確保戦略に先制的に対応できる方法を講じて、LTE-アドバンスドの次に展開する移動通信技術に対する標準特許の創出に、さらに大きな関心と投資を行ない取り組んでいく必要がある」と述べた。

一方、特許庁は今回の LTE 標準特許の分析に対する内容を標準特許ポータルサイト (www.epcenter.or.kr) を通じて提供し、主要技術に対する標準特許動向を分期別で分析・提供する計画だ。

<李・ジュンギ記者>



5-2 週 5 日制授業、2012 年特許庁青少年発明記者団募集 (韓国特許庁 HP 4 月 1 日)

韓国特許庁では、発明および知的財産に関心のある小・中・高校生で、自発的に取材活動ができる「2012 年特許庁青少年発明記者団」を募集する。

特許庁発明記者団は、2005 年に活動を開始し、毎月の記事作成、体験活動、発明新聞を発刊する等の活動を通じて、青少年の発明に対する関心を高め、論理的思考を身につけさせるのに重要な役目をしてきている。

今年で 7 年を迎える 2012 年発明記者団は、デジタル時代に適した創意的な人材発掘を目的とし、学校長の推薦を受けて記事作成および発明活動に関心のある学生を 1 万人選抜、週 5 日制授業に応じた青少年の創意的体験活動を支援する計画だ。

韓国特許庁パク・ゴンス国際知識財産研修院長は「発明記者団に体系的かつ多様な教育プログラムを支援する」とし、「創意的な体験活動のための発明キャンプと発明取材大会を開催して、記事作成のためのオンラインおよびインターネット放送学習を支援する計画だ」と述べた。

今年、特に EBS (韓国教育放送公社) の後援と特許庁出入り記者団と多角的に連結して支援体系を強化し、50 人余りの諮問委員会を構成して発明記者としての能力を向上させ

る予定だ。また、優れた活動記者には優秀記者の選定など、実績に応じて褒賞を付与、5月11日には記者団発隊式とともに発明キャンプを行う。

5-3 CMP スラリー、日本を超えろ (韓国特許庁 HP 4月4日)

CMP (Chemical Mechanical Polishing, 化学的機械的研磨) スラリー市場に特許戦争のムードが漂っている。最近、日本の日立化成 (株) が、国内半導体の中堅企業である KCTech を相手に米国, テキサス州裁判所に特許訴訟を提起、国内の一部企業にも警告状を発送するなど特許戦争が生じる可能性が高くなっており、関連企業の積極的な関心と対応が必要になっている。

CMP 工程は、微細半導体回路を形成するためにウェハー (wafer) の表面を CMP パッドに圧搾して、この間に CMP スラリーを流し込み、平坦化された絶縁層または金属配線を形成させる半導体微細化工程で、CMP パッドとスラリーが技術の核心であり、最近の紛争は CMP スラリー分野に集中している。

韓国特許庁によれば、CMP スラリー分野の代表的なセリア (酸化セリウム) スラリー出願は 2000-2010 年まで計 198 件で 2008 年まで増加傾向を見せ、2009 年に多少減少したことが分かった。これはセリアスラリーが国内・外で研究を重ね、2009 年を基点に技術成熟期を迎えた結果だと思われる。

主要出願人では第一毛織 (46 件)、三星コニン (21 件)、三星電子 (15 件)、KCTech (12 件) など内国人出願が多数 (65.2%, 129 件) 占め、外国人出願人では CMP スラリー分野に伝統的に強い Cabot (22 件)、日立化成 (株) (11 件) などの出願が多く、外国人より内国人による出願割合が高いことが分かった。

最近 10 年間のセリアスラリーの技術動向を調べると、セリア CMP スラリーの量産初期段階では、大量生産中心の研磨速度の向上に関連する出願などが多かった。しかし、半導体工程にナノレベルのメモリー半導体の量産が本格化し、生産性向上だけでなくマイクロクラッチの減少で、高品質の量産体制を成し遂げようとする研究と努力が行なわれていることが分かる。

最近、日本のエルピーダ (Elpida) 半導体の破産申請で、半導体の材料市場が萎縮しており、三星電子、ハイニクス半導体のようなグローバル半導体企業を需要先とする電子材料企業らの生存ゲームはより一層激しくなると予想される。したがって、持続的な研究開発とともに抜かりのない特許ポートフォリオの確保で、今後発生する可能性が高い特許紛争を賢く対処すれば、半導体強国としての地位に引けを取らない電子材料強国の地位を確保することができる。

*用語説明

CMP (Chemical Mechanical Planarization): 半導体膜を平坦化する時、既存のエッチング法とは異なり、化学的反応と同時に機械的な研磨で短時間でより精密な平坦化を可能にする方法。

5-4 「商品化と知財権教育」一石二鳥のデザイン公募展開催 (韓国特許庁 HP 4月9日)

商品化に応じてロイヤリティーが支給され、レベルの高い知財権教育が行なわれるデザイン公募展が開催される。

韓国特許庁・韓国貿易協会・毎日経済は、斬新なデザインを企業に供給してデザイン権に対するデザイナーと企業の関心を高めようと「2012 D2B(Design to Business)デザインフェア」を開催すると明らかにした。

この公募展は出題、審査、授賞、ライセンスまでの全過程に企業が参加して商品化を支援し、「企業出題部門」と「自由出品部門」に分かれて出品する。特に、今年はデザイン戦略部門を新設して、アップルと三星の紛争で重要性が浮き彫りになったデザイン権の活用方法と防御戦略について公募する。

また、1次入賞者150人余りを対象にD2B IPSS(Intellectual Property Summer School)を7月10日～13日まで済州フェニックスアイランドで開催し、デザイン権など知財権を体系的に教育、知財権に強いデザイナーを養成する。ここでは企業担当者も参加して、各企業の入賞作についてメンタリングを実施、企業のニーズに合わせたデザインになるように商品化を図り、知的財産権流通専門家のコンサルティングを通じて受賞作に対しライセンス契約の過程を支援する予定だ。

参加資格は18才以上2名以内のチームまたは個人で、参加希望者は5月30日から6月5日まで1次審査の作品を提出し、最終授賞式は11月29日に開催する予定だ。

最も商品価値のあるデザインを大賞(知識経済部長官賞)に選定し、デザインコンセプトに従って「美しいデザイン」、「便利なデザイン」、「面白いデザイン」を金賞(特許庁長賞など)として選定するなど、計44作品に対して授賞を行うことになる。

李・ヨンデ特許庁産業財産政策局長は「D2B デザインフェア」は、知財権教育と商品化過程を経験することができる一石二鳥の公募展で、デザイン産業をリードすることができる核心人材が養成されるように関連プログラムを引き続き開発して支援する計画だ」と述べた。

5-5 私もベストセラー作家! (韓国特許庁 HP 4月12日)

電子書籍が、ベストセラー作家の夢を叶える。高い出版費用や流通・広報費用も電子書籍ならば心配する必要はない。一人だけのためのただ一冊の本を出版でき、ツイッターやフェイスブックなどのSNS(ソーシャルネットワークサービス)で、自分の電子書籍を宣伝することもできる。

韓国特許庁によれば、電子書籍関連の特許出願が大幅に増加している。年度別では、2006年まで毎年20件余りに過ぎなかったが、2007年34件を基点に着実に増加し、2011年には110件に達している。出願人は個人が27%、中小企業および研究所が37%、大企業が32%で全般的に均一に分布しており、外国人出願は4%程度。

細部技術別では、マルチメディア動画の提供、メモ・ノート機能、従来の紙版書籍を電

子書籍に変換、読者間の情報共有等の電子書籍コンテンツ技術、タッチスクリーン等使用環境改善のための端末技術、電子書籍を利用した広告技術、電子書籍の貸し出し・管理用の電子図書館技術等の特許出願が主にされている。

電子書籍関連の技術は、単純に活字をデジタル化して、紙版書籍のような趣を具現する技術からオンライン学習支援、1人出版支援のような様々なビジネスモデルと結合する方向に変貌している。

市場調査機関 PWC によれば、¹⁾世界の電子書籍市場は年平均 34.7%ずつ成長して、2015年には 123 億ドル (図書市場の 10%) に達すると見込んでいる。米国最大のインターネットブックストアのアマゾン、既に2011年1月の電子書籍の売上げが紙版書籍を追い抜き、国内の大手書店およびインターネットブックストアも実利型の端末機と多様な種類の電子書籍の販売に力を入れ、電子書籍市場の拡大を準備している。

今後、超高速インターネットおよびモバイル端末の大衆化に伴い、図書分野のコンテンツ取引は急速にサイバー空間上の流通に代替されると思われる。また、電子書籍端末機性能が進歩することにより、電子書籍コンテンツは単純に文字や絵を超えて高画質動画や読者の反応に連動する情報を提供し、教育・医療分野などでは紙版書籍で伝達することができなかった情報まで伝達できるようになった。これらは、迅速かつ便利な取引と直観的かつ積極的な情報伝達に慣れた現代人の欲求を満たすものとして、関連の特許出願も大幅に増加すると見られる。

1) 情報通信政策研究院放送通信政策 第23巻21号通巻520号に掲載されたPWCの2011年基準市場調査結果。

PWC (PricewaterhouseCoopers) : イギリスに本社を置くコンサルティング企業で、世界4大コンサルティング企業の一つ。

5-6 エネルギー節約型ランプシェードに注目 (韓国特許庁 HP 4月13日)

最近の原油高の影響で、エネルギー節約に対する社会的関心と要求が高くなっている。国民生活と産業現場でエネルギー消費が多い分野のうちの一つが電気を明かりに変える照明分野だが、最近照明分野で電気を節約しようとする様々なアイデアが練り出されている。特に、ランプシェードを通した明かりの反射効率を高めて無駄に使われる電気を軽減しようとする技術が脚光を浴びている。

ランプシェードを通した反射効率の改善技術は、照らす方向と場所で広範囲に明かりが到達するようにし、照明に使われる電気を一定部分軽減する技術を言い、大幅なランプの反射シェードの構造または形状を改善するものと、材料または組成物を開発するものに分けられる。

特許庁によれば、ランプシェードの反射効率を改善するための技術の特許出願が最近になって増加したことが分かった。2007年まで年間10件以下に過ぎなかった特許出願が2008

年 18 件、2009 年 25 件、2010 年 25 件、2011 年 16 件¹⁾と増加した。

2010 年までの技術分野別特許出願を見ると、反射シェード構造または形状を改善する技術に関する出願が約 89%程度と大部分を占めており、特に出願人別の特許出願を見ると、個人または中小企業が全体の 82%以上を占めている。照明灯の反射効率を高めて電気を節約する技術開発のために、個人または中小企業がランプシェードの構造や形状を改善する技術を着実に開発していることが分かった。

特許庁関係者は「原油高時代を迎え、全ての産業分野でエネルギーの節約技術に対する関心が高まり、これに対する技術開発が行なわれて来たが、照明分野も同じだった」とし、「今後も照明分野でエネルギーの利用効率性を高めるための技術開発が活発化し、これに伴い特許出願も引き続き行なわれると見られる。」と述べた。

1)2011 年の特許出願は未公開

<参考資料>

技術分野別および出願人別特許出願現況 (2000 年～2010 年)

(単位：件,%)

	構造または形状改善	材料または組成物開発	計 (出願人別割合)
個人または 中小企業	95	8	103
	(92.2)	(7.8)	(82.4)
大企業	16	6	22
	(72.7)	(27.3)	(17.6)
計 (技術分野別割合)	111	14	125
	(88.8)	(11.2)	(100)

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www.jetro.go.jp/mail/function/>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム